

私たちの環境とアスベストを考える

石綿（アスベスト）に関して、9月の定例議会の一
般質問（Q）と答弁（A）および環境省による
啓発パンフレット（P）に書かれた内容を記事に
しました。

P 石綿（アスベスト）とは、

アスベストは、天然にで
きた鉱物繊維です。熱や
摩擦に強く切れにくく、
酸やアルカリにも強いな
ど、丈夫で変化しにくい
という特性を持っています。

P なぜ危険？

アスベストは、丈夫で変
化しにくいいため、吸い込
んで肺の中に入ると組織
に刺さり、十五から四十
年の潜伏期間を経て、肺
がん、悪性中皮腫などの
病気を引き起こすおそれ

お知らせ

- ・平成18年度使用中学校教科用図書の採択結果
- ・海田町議会の開会について(2005/8/26)
- ・国勢調査にご協力をお願いします(2005/8/16)
- ・アスベスト相談窓口の設置について(2005/8/4)
- ・職員採用案内(2005/7/1)
- ・特別障害給付金のお知らせ(2005/5/31)

ここをクリックしてご覧ください。

があります。目に見えな
いくらい細い繊維のために、
気づかないうちに吸い込
んでしまう可能性があります。

P アスベスト使用 の確認方法

吹付けアスベスト使用
の有無は、まず、建物の設
計図書で調査します。建
物の竣工年、吹付けアスベ
ストが使用された期間（昭
和三十年頃から昭和五十
五年頃）建物に使用され
ている吹付けアスベスト
の商品名などから調査す
ることができます。

設計図書で確認できな
い場合は、目視調査を行
うこととなりますが、判
定をすることが難しい場
合は、専門の分析機関に
依頼します。

水道管の石綿セメント
管は、昭和四十五年まで
配水管布設工事に使用し、
衝撃に弱く、昭和四十八
年から順次鑄鉄管に替え、
現在二箇所残っています。
今年度中にすべてを取り
替えます。

Q 使用の実態は

A 海田町ではアスベスト
対策班を立ち上げ、町有
の五十一施設、百十六棟に
ついて、国の検査指針に
基づきアスベストの含有
の可能性のある吹付け材
について、設計図書や目
視により調査したところ
十施設十六箇所あること
が分かりました。

大丈夫か？ アスベスト

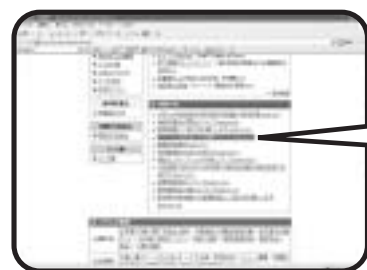
P 法律で対策がとられています

アスベストへの対策の徹底を図り、建築物の解体などによって生じるアスベストの飛散を防ぐため「大気汚染防止法」が改正されました。

また、解体業者は作業の場所、期間、方法などを都道府県知事へ届け出ることが必要です。解体作業にあたっては、吹付けアスベストを除去する場所を隔離、集じん、あるいは排気装置を設置したりするなど、作業基準を遵守することが求められ、違反した場合は処罰の対象となります。

さらに、「労働安全衛生法」、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」においても作業基準などが定められています。こうした措置を講ずることによって、周辺環境への飛散防止が図られます。

海田町のホームページを開いて



Q 具体的な対策は

A 海田町の公共施設は、検体の検査を実施します。結果を公表するとともに対策を講じます。

一方、国・県有施設は調査が終わりしだい公表されます。また、町内の民間建物のうち昭和三十一年から平成元年までに建てられた千平方メートル以上の非木造の建物について、広島県が建物所有者に対して調査依頼を行います。

して調査依頼を行い、アスベスト使用の有無と対策について報告を求めることになっています。

Q 解体の届け出は

A 飛散防止に関しては、建設リサイクル法における石綿障害予防規則に基づき、労働基準監督署に届け出が必要です。届出の完了後に解体ができます。

Q 大気中へのアスベスト飛散防止の対策は

A アスベストの飛散が心配される事業活動については、広島地域保健所とも協力して指導します。また、公害防止協定を結ぶことで定期的な報告を求めるなど監視する体制を整えています。

を検討したいと考えています。



Q 相談窓口は

A 広島地域保健所海田分室（海田町南昭和町二四一九 ☎ 八二一五二二）が、県の相談窓口となっています。海田町では、保健センターを町民の方の健康相談窓口としていますので、ご相談ください。